

令和 8 年度
「木造公共建築物等の整備」及び「木造非住宅建築物等の整備」公募要領
(令和 8 年度島根県林業・木材産業循環成長対策交付金)

I 事業の概要

この公募は、林野庁の「林業・木材産業循環成長対策交付金事業」における「木造公共建築物等の整備」及び「木造非住宅建築物等の整備」について、林野庁へ要望する案件を募集するものです。

II 公募する事業の目的

「木造公共建築物等の整備」、「木造非住宅建築物等の整備」を行うことにより、県産木材を PR することで需要拡大を図り、適切な森林の経営・管理、林業及び木材産業の活性化や地域雇用を拡大させることを目的として実施します。

III 公募する事業の内容

県内における地域材を使用した「公共建築物」、「非住宅建築物」等の木造化・内装木質化で、次の（１）～（３）に該当すること。

- （１） 地域材は、「県産木材（しまねの木認証材）」、かつ、「合法木材」を使用すること。
- （２） 内装または外装において木材が現しで利用され、木材利用促進に寄与する P R 効果が期待できる建築物とする。
- （３） 今回公募する「公共建築物」とは、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令」（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条に掲げる建築物をいう。また、「非住宅建築物」とは、次に掲げる建築物をいう。

◎脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令第 1 条に掲げる建築物

- 1 学校
- 2 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設
- 3 病院又は診療所
- 4 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設
- 5 図書館、青年の家その他これらに類する社会教育施設
- 6 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 7 高速道路（高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 2 条第 2 項に規定する高速道路をいう。）の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所

◎非住宅建築物の対象施設例

- 1 農産物などの食料品の販売等を営む店舗
- 2 地域の金融機関
- 3 農林水産物の生産、集荷等に供する施設
- 4 資材の貯蔵等に供する施設、倉庫
- 5 事務所 など

ただし、「公共建築物」について下記に該当する施設は補助対象外とする。

①地方自治体自らが整備すべきもの

役場庁舎（複合施設の場合、交流施設部分等は対象となり得る）

②文部科学省予算により整備するもの

木造化で建設する公立小中学校の校舎（ただし、体育館等附属施設は対象とする。また、公立小中学校の校舎を内装木質化する場合は対象とする。）

- ③利用者が職員や居住者等特定の者に限られるもの
事務所、公務員住宅、サービス付き高齢者住宅、宿泊施設、車庫、倉庫等
- ④利用時間が極めて短いもの
公衆便所、駐輪場、あづまや等
- ⑤個人の財産となるもの
個人病院（非法人立病院）等
- ⑥物品の販売を行うなど、営利を目的とするもの
道の駅、レストラン等

1 補助金名、補助率

補助金名：島根県林業・木材産業循環成長対策交付金

補助率：

○木 造 化：補助対象経費の 15%以内

ただし、次に掲げる項目に該当する施設については、特にモデル性の高いもの等として交付率を 1/2 以内とする。

- ① CLT 等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物
- ② 耐火建築物又は三階建ての準耐火建築物
- ③ 角材を活用した壁材や重ね梁を活用した建築物

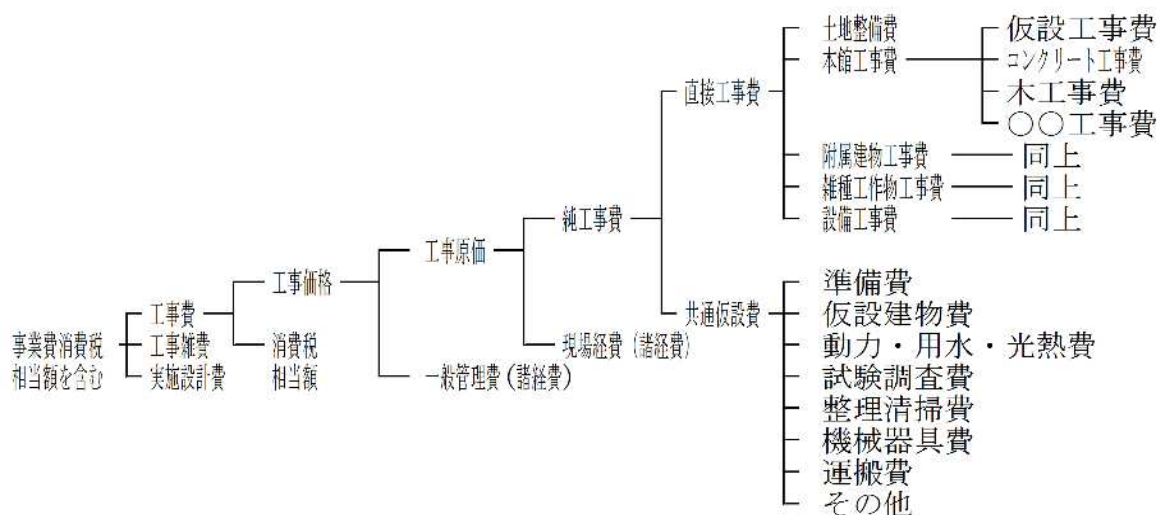
○内装木質化：補助対象経費の 3.75%以内

ただし、木質内装部分に係る事業費に 1/2 を乗じて得た金額を超えないこと。

※なお、消費税の一般課税事業者は消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

2 対象となる支出経費

直接工事費は、国土交通省大臣官房長官官繕部が作成する「公共建築木造工事標準仕様書」、「公共建築物工事標準仕様書（建築工事編）」及び「公共建築物工事内訳書標準書式（建築工事編）」に記載がある項目に係る経費。

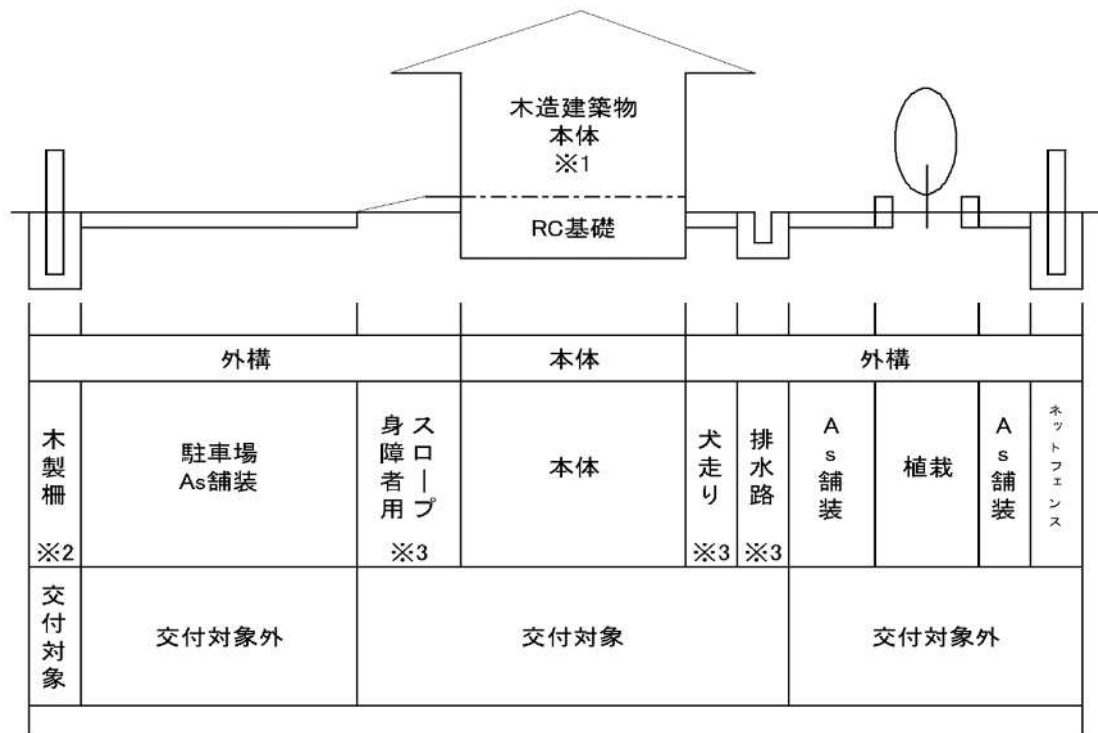


ただし、次に係る経費は対象外とする。

- ① 整備する施設等に係る電気・上下水道工事等に係る経費
- ② 国土交通省大臣官房官庁官繕部が作成する「公共建築物工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び「公共建築物工事標準仕様書（機械設備工事編）」に記載がある項目に係る経費並びに備品に係る経費
- ③ 非木造部分の整備に係る経費
- ④ その他、別途指示する経費

【参考概念図】

ア 交付対象経費

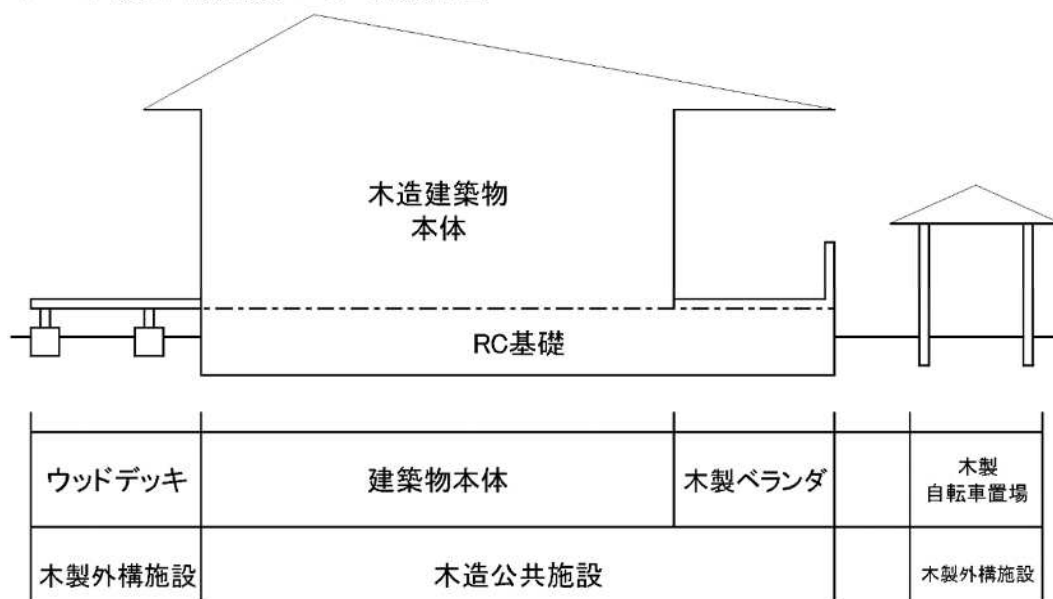


※1 本体建築工事の交付対象経費については、原則として、国交省官庁営繕部作成「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」及び「公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）」に記載がある項目とする。

※2 地域材を活用した木製柵等は木製外構施設にあたるため交付対象。

※3 木製外構施設ではない施設のうち、本体建築物の保全に必要な施設（犬走り、水路）や本体建築物の使用に不可欠な施設（身障者用スロープ）については交付対象とする。

イ 木製外構施設の参考概念図



3 事業種目、工種区分

事業種目	工種区分①	工種区分②
木造公共施設整備 木造非住宅施設整備	公共施設 民間施設	木造公共施設 木造非住宅施設 木質内装 木製外構施設 付帯施設

4 事業計画における目標

個別指標	個別指標の定義
○施設利用者数	当該施設を利用する者の人数（人）
○単位面積あたりの地域材利用量	1 m ² あたりの地域材利用量（m ³ /m ² ）
○単位面積あたりの事業費	1 m ² あたりの事業費（円/m ² ）
○CLT 利用量	CLT を利用する量（m ³ ）
○選定経営体が生産する木材が使われやすくする仕組みの構造	選定経営体から供給される木材が利用されやすくするため、地域の林業・木材産業や木材流通事情等に詳しい者又は団体が、 ・工事の発注情報、 ・必要な木材の量や時期などの木材需要情報、 ・木材（素材・製材）の生産量、生産場所及び生産時期などの木材供給情報 などを一元的に把握して、関係者に共有する仕組みを構築するなど、一定の工夫が認められる取組についてとりまとめ、事業計画書に添付する。

5 採択基準等

- ① 木造公共建築物等の整備について、木造公共施設にあつては、原則として、床面積 1m² あたりの地域材利用量が 0.18m³ 以上であること、かつ延べ面積が 300m² 以上であること。ただし、特殊な構法又は用途によるものについてはこの限りでない。また、木質内装にあつては、対象施設の延べ面積が 300m² 以上であること、かつ木質内装を行う床及び壁等の合計面積が 300m² 以上であり、そのうち地域材が 50%以上使用されること。
木造非住宅建築物等の整備について、木造非住宅施設にあつては、原則として、床面積 1m² あたりの地域材利用量が 0.18m³ 以上であること、かつ延べ面積が 300m² 以上であること、かつ 3000m² 以下の 5 階建て以下であること。ただし、特殊な構法又は用途によるものについてはこの限りでない。また、木質内装にあつては、対象施設の延べ面積が 300m² 以上であること、かつ木質内装を行う床及び壁等の合計面積が 300m² 以上であり、そのうち地域材が 50%以上使用されること。
- ② 木造公共施設にあつては、原則として、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分（以下「構造耐力上主要な部分」という。）に用いる製材品については、「日本農林規格等に関する法律」（昭和 25 年法律第 175 号）の規定に基づき、「製材の日本農林規格」（平成 19 年農林水産省告示第 1083 号）又は「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」（昭和 49 年農林省告示第 600 号）に適合すると認められ、格付けされたもの（以下「J A S 製材品」という。）を使用すること。
- ③ 事業実施主体は、木造公共施設にあつては、施設の整備中及び整備後に、木質内装にあつては、木質内装の整備後に、県等と連携して、地域の住民及び施設の利用者等を対象に、施設の見学会等を行うこととし、その際、建築物への木材利用の意義や、選定経営体の取組等

についての普及啓発活動を行うこと。

- ④ 木造公共施設の整備に必要な資材等の調達を行う場合においては、以下について事業実施主体へ確認・周知を行い、適切な執行に努めること。

ア 該当する木造公共施設の整備に必ず使用される資材等であることが事業計画等により明らかであること。

イ 支援の対象となった資材等については、当初の事業計画等に基づき、該当する木造公共施設の整備に必ず使用すること。

- ⑤ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

- ⑥ 事業実施主体について

ア 地方公共団体が出資する法人

地方公共団体のみが出資し、かつ、その事業活動を実質的に支配することができると認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。

イ その他政令で定めるところの公共施設の整備主体

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条に掲げる施設の整備主体とする。

- ⑦ 木造公共施設に係る構造耐力上主要な部分に用いる J A S 製材品の使用については、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は適用しないこととする。

ア 建築基準法等の法令において、構造計算が求められない規模の施設

イ 離島等 J A S 製材品を調達することが困難な地域で整備する施設

ウ 大径材等の特定の製材を用いる必要がある場合であって、J A S 製材品として生産されていない場合

エ 国土交通大臣の指定を受けた材料を使用する場合

- ⑧ 木造公共施設に係る構造耐力上主要な部分に用いる J A S 製材品（「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」によるものを除く。）については、「製材の日本農林規格」に基づく機械等級区分構造用製材の使用に努めるものとする。

- ⑨ この事業において整備する施設において使用される製材等（丸太、ひき板、角材、集成材、合板、単板積層材）については、合法性の確認に当たり、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。）に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成 18 年 2 月 15 日）（以下「合法木材等ガイドライン」という。）に準拠し合法性が証明された木材（以下、「合法性確認証明木材等」という。）を使用することとし、県及び事業実施主体は、地域材及び合法性確認証明木材等の使用量について、個別指標の達成状況報告と併せて報告すること。なお、製材等の再利用にあたっては、再利用前において合法性確認証明木材等であったことが確認できたものを使用すること。

その他製材等以外のクリーンウッド法の対象となっている木材等のうち交付対象の木材等についても、原則として合法性確認証明木材等を使用することとし、再利用にあたっては、原則として再利用前において合法性確認証明木材等であったことが確認できたものを使用すること。なお、県及び事業実施主体は、交付対象の木材利用量について、また木造公共施設にあっては交付対象部分の延べ面積、木質内装にあっては交付対象木質化部分の床及び壁等の合計面積について、事業完了の翌年度 6 月末までに報告すること。

- ⑩ この事業において整備する施設の建設工事を行う者のうち地域材の調達に関わる者（事業実施主体と請負等の契約等を行い工事を行う者（以下「受注者」という。）及び受注者と請負等の契約等により施設の建設工事に携わる者（いわゆる下請（二次下請以降も含む。）業者）のうち地域材の調達に関わる者を含む。）については、クリーンウッド法に規定される「登録実施機関」に登録を行った「登録木材関連事業者」（事業完了時までに新たに登録を行った場合を含む。）とするよう努めるものとする。なお、県及び事業実施主体は、施設の建設工事を行う者のうち地域材の調達に関わる者の登録実施機関への登録状況（登録番号等）について、事業完了の翌年度 6 月末までに報告すること。

- ⑪ 事業対象とする施設については、木材利用の波及効果、展示効果を発揮する施設でなけれ

ばならないことから、次のア及びイのとおりとする。

ア 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 2 条第 2 項及び同法施行令第 1 条に規定する公共建築物のうち、不特定多数の利用者が年間延べ 1000 人以上利用することが見込まれる施設とし、次の用途に係る施設を除くものとする。

（ア）庁舎（執務室等）、（イ）営利目的の施設（本事業で整備した施設の維持・修繕のために必要な額を超えるような利用料を徴収したり、物品の販売を行うなどの施設）、（ウ）個人の財産となる施設

イ 木造非住宅建築物等の整備については、年間延べ 1000 人以上利用することが見込まれる施設であること。

ウ 事業評価の事前評価において、費用対効果分析による効果の測定等を行い、総費用額に対する総効果額の比率が 1.0 以上の施設であること。（費用対効果分析については、林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領による。）

⑫ 設計上の工夫や効率的な木材調達を通じ、低コスト化に努めること。

⑬ 木造公共施設において、同一建築物のうちに、木造部分と非木造部分がある場合で、建築確認申請において木造と判断された部分を持つ建築物に係る交付対象経費の考え方は次のアからエまでのとおりとする。

ア 木造部分と非木造部分が平面的に混在する場合は、木造部分についてのみ交付対象とする。

イ 木造部分と非木造部分が立面的に混在する場合は、木造部分についてのみ交付対象とし、非木造部分と共用する部分（基礎等）を除く経費とする。

ウ 構造耐力上主要な部分のうち、部分単位（屋根・壁・床等）で木造部分と非木造部分が混在する場合は、非木造部分を除いた部分を交付対象とし、交付対象経費は木工事費のみとする。

エ 構造耐力上主要な部分のうち、一部の部材が非木質系部材である場合は、非木質系部材も含めた木造部分について交付対象とする。

⑭ 木質内装においては、木質内装の対象施設の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める年数をいう。）の残存期間が 10 年以上ある施設であること。

⑮ 木質内装に係る交付率は、建築物を新築する際の建築費を対象としたものであることに留意すること。

⑯ 既存施設において木質内装を実施する場合は、当該施設と同様の施設を事業実施時点で新築した場合の建築費を試算し交付対象経費すること。

⑰ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律の実効性を高めるため、公共建築物の整備が行われる自治体にあっては、同法に規定する国の基本方針に即した都道府県方針に即した市町村方針の作成が行われていること。

⑱ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第 15 条第 1 項に基づく建築物木材利用促進協定を締結する場合については、事業計画の提出時まで協定が締結されていること。

⑲ 公立学校施設の整備は以下の要件を満たしていること。

ア 県又は市町村教育担当部局等との間において、用地使用の承認等の手続きが的確に行われていること。

イ 余裕教室の木質内装の整備については、用途変更が的確に行われていること。

ウ 学校施設の木質内装の整備については、文部科学省、農林水産省林野庁、国土交通省及び環境省の 4 省庁が連携したエコスクール推進施策に係る事業について認定を受けていること。

⑳ 木造公共建築物の整備を行う際には、木製窓枠等木製設備や木質ペレットストーブ等導入の推進に積極的に努めること。

㉑ 事業内容には、附帯施設の整備を含む。

- ② 木造非住宅建築物等の整備については、都市（まち）の木造化推進法に基づく協定を締結又は森林経営管理法に基づく集約化構想の協議の場に参画していること。

6 事業実施期間

事業実施期間は、補助金の交付決定の日から令和8年度末までとする。

IV 公募方法

1 応募資格

Ⅲの5の⑥で定める事業主体であって、次の（１）～（３）の条件を全て満たす者とする。

- （１）当該補助事業の的確な遂行に必要な組織、能力、知識等を有すること。
- （２）当該補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ補助事業に係る経理について十分な管理能力を有すること。
- （３）次の①～⑤のいずれにも該当しない者（応募者が連合体であるときは、その構成員の全てが該当しないこと）であること。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当する者
 - ② 次の申し立てがなされている者
 - a 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続き開始の申立て
 - b 会社更生法第17条に基づく更生手続き開始の申立て
 - c 民事再生法第21条の規定による再生手続きの申立て
 - ③ 島根県における建設工事又は物品購入等に係る指名停止に関する規定に基づき、現に指名停止措置を受けている者
 - ④ 島根県税の滞納者
 - ⑤ 次に該当するもの
 - a 役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第88号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
 - b 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - c 役員が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - d 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められる者
 - e 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

2 公募期間

令和7年11月10日（月）～令和7年11月21日（金）締め切り

※持参又は郵送（締切日必着）で受け付ける。（持参の場合は閉庁日を除く。）

3 応募書類の提出

（１）提出書類

下記書類を紙媒体で提出すること。

区 分	提出書類	提出部数
応募書類	様式第1号 「木造公共建築物等の整備」及び「木造非住宅建築物等の整備」応募書	2部
	様式第2号 応募者概要	
	様式第3号 令和8年度事業実施計画書	

添付資料	○事業計画を説明する資料等（施設位置図、立面図、平面図、建築予定地写真、地域材の利用方針、内装木質化のみを行う場合は計画箇所の内装現況がわかる室内写真と外観写真） ○定款及び登記簿謄本（会社組織等の場合） ○県税の滞納がないことを証明する書類 ○経費見積書 ○その他参考となる資料	2 部
------	--	-----

（2）提出にあたっての注意事項

- ① 虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- ② 事業主体の要件を有しない者が提出した場合は、無効とする。
- ③ 国などから他の補助金等の交付を受ける取組は、本事業の補助対象とならない。
- ④ 応募書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ⑤ 提出された書類や追加説明資料は返却しない。
- ⑥ 応募書類は応募者の了解なしに二次的な使用は行わない。

4 応募書類の提出先及び問い合わせ先

応募書類の提出先は、建築場所を所轄する支庁・農林水産振興センターとする。（別紙一覧表のとおり）

応募書類提出後、提出された書類に基づき、ヒアリングを行う。ヒアリングは、建築場所を所轄する支庁・農林水産振興センター又は県庁で実施する。

必要に応じ追加説明資料の提出を求めることがある。

5 応募者の採否

（1）採択の結果

林野庁からの連絡があり次第、応募者あてに採否を通知する。（3月下旬の予定）

（2）事業計画書等の提出について

補助事業者の決定後、県が別に定める補助金交付要綱等により事業計画書の提出や承認の手続き及び補助金交付申請の手続きを行うこと。

6 補助事業者の義務等

補助事業者は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、事業に関係する例規等に従うとともに、次の事項のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、適正に執行すること。

（1）事業の推進

補助事業者は、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持つこと。特に、交付申請書（採択決定後、補助金の交付を受けるために提出することとなっている申請書）の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、適時適切に行うこと。

また、交付決定後に補助事業を中止しようとする場合は、事前に知事の承認を受けること。

（2）補助金の経理管理

補助事業者は、補助事業の経費について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存すること。

また、補助事業終了後の補助金額の確定作業において、帳簿類等の確認ができない場合には補助対象外となる。

(3) 施設の管理について

補助事業者は補助事業で導入した施設を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(4) 事業終了後の対応

補助事業終了後、会計検査院が実施検査に入ることがある。

また、補助事業者が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に違反する行為をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがある。

7 その他

- ① 本公募は令和8年度予算成立を前提とした次年度要望案件の候補募集であり、予算が未成立のため、事業の実施や補助金の交付は確定していません。
- ② 予算審議の結果、事業の廃止や、採択要件・補助率等が変更となる可能性があります。

＜令和8年度事業・要望調査＞ 木造公共施設等整備

○提出先・照会先

建築場所	担当部署	
松江市 安来市	東部農林水産振興センター 住所：松江市東津田町1741-1	松江地域林業普及課 電話(0852)32-5667
雲南市 奥出雲町 飯南町	東部農林水産振興センター雲南事務所 住所：雲南市木次町里方531-1	林業普及第二課 電話(0854)42-9555
出雲市	東部農林水産振興センター出雲事務所 住所：出雲市大津町1139	林業普及第二課 電話(0853)30-5579
大田市 川本町 美郷町 邑南町	西部農林水産振興センター県央事務所 住所：川本町大字川本265-3	林業普及第二課 電話(0855)72-9568
浜田市 江津市	西部農林水産振興センター 住所：浜田市片庭町254	浜田地域林業普及課 電話(0855)29-5613
益田市 津和野町 吉賀町	西部農林水産振興センター益田事務所 住所：益田市昭和町13-1	林業普及第二課 電話(0856)31-9583
隠岐の島町 西ノ島町 海士町 知夫村	隠岐支庁農林水産局 住所：隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	林業振興・普及第二課 電話(08512)2-9647

県庁林業課 住所：松江市殿町1番地	木材振興室 電話(0852)22-5168
------------------------------	----------------------------------